

取扱所

国民保護法施行令第28条における人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素として別添として掲げるものの取扱所（以下①において「取扱所」という。）に関しては、以下のとおり対処する。

- 取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局（以下①において「事業等所管部局」という。）は、状況に応じ、取扱所における保有・管理状況につき、都道府県又は関係団体と緊密な連絡をとりつつ、速やかに報告を聴取する。
- 事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、危険が切迫している場合や、緊急に広域的対応が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときには、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、取扱所の管理者に安全確保措置の実施を要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 事業等所管部局は、取扱所等に係る武力攻撃災害が発生したときは、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に実施する。
- 事業等所管部局は、都道府県等から支援の求めがあったときは、指導、助言、連携体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など取扱所の安全確保のため必要な支援を行うよう努める。また、自らの必要があると認めるときは、支援を行う。
- 事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、国民保護法第103条に定める取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずる。また、事業等所管部局は、当該措置の実行後、取扱所に対し、速やかに報告するよう求める。

第2節 武力攻撃原子力災害への対処

- 厚生労働省医薬食品局食品安全部は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

第3節 N B C攻撃による災害への対処

1 共通事項

(1) 平素からの備え

- 厚生労働省関係部局は、保健所、地方衛生研究所の職員に対してN B C攻撃による災害に係る研修の推進を図る。

(2) 武力攻撃災害発生時の措置

- 厚生労働省健康局は、N B C攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じるものとする。

- 厚生労働省医薬食品局食品安全部は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

(3) 生物剤による攻撃の場合

- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。
- 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
したがって、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、予防、治療及びまん延防止を行うことが重要である。
- 厚生労働省健康局は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。
- 厚生労働省健康局は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス（疾病監視）の結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定し、又は都道府県知事にこれらの実施を指示するものとする。
- 厚生労働省健康局は、関係機関から提供のあった情報の集約及び分析を行い、その結果を被災都道府県に還元し、早期解決を促すとともに、必要に応じて広域的な保健医療関係者の派遣調整等を行い、事態の沈静化を図るように努める。
- 厚生労働省健康局は、生物剤による災害が発生した場合、当該生物剤に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずるとともに、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力の要請を行うものとする。
- 厚生労働省健康局は、生物剤による攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは、感染症の予防上留意すべき事項を報道機関等を通じて国民に周知させるよう都道府県等の関係機関を指導するものとする。
- 生物剤による攻撃の場合には、厚生労働省健康局は、ワクチンの接種に関する情報についても広報し、痘そうが使用され、又は使用されるおそれがある場合には、必要に応じて、予防接種法に基づき、都道府県知事に臨時の予防接種を指示するものとする。

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により

感染症法に規定する二類感染症又は三類感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し必要な指示をするものとする。

- 具体的には、上記の措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講じるよう、厚生労働大臣は、都道府県知事に必要な指示をするものとする。
 - ・ 国民保護法の規定に基づく指定感染症の指定により、建物に係る措置、交通の制限又は遮断等、感染症法に基づく一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。
 - ・ 入院の勧告又は措置に当たっては、都道府県等の職員から対象者に対して、入院の理由、感染症法による退院請求、審査請求に関すること等を通知するものとする。
 - ・ 患者の移送に当たっては、対象となる感染症及び患者の状況に応じた感染拡大防止措置を実施することが重要である。
 - ・ 建物への立入禁止措置を講ずるに当たっては、感染症の外部へのまん延を防止することができるよう、当該感染症の発生の状況、当該措置を実施する建物の構造及び設備の状況その他の事情を考慮して適正な方法で行うものとする。
 - ・ 交通の制限又は遮断に当たっては、対象となる感染症の広範囲の地域にわたるまん延を防止することができるよう、当該感染症の発生の状況、当該措置を実施する場所の交通の状況その他の事情を考慮して適切な方法で行うものとする。
- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により検疫法（昭和26年法律第201）に規定する検疫感染症以外の感染症が我が国に侵入することによって発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第2項の規定に基づき、当該感染症を感染症の種類として指定することにより、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、国土交通大臣その他の関係機関と協議するものとする。
- 具体的には、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講ずるものとする。
 - ・ 国民保護法の規定に基づく指定により、診察、検査、隔離、停留等、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。
 - ・ 患者の隔離に当たっては、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関等に入院を委託して行うものとする。
- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する一類疾病及び二類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症を一類疾病として指定することにより、予

防接種を実施するものとする。

- 武力攻撃事態等において予防接種を的確かつ迅速に実施するため、下記のとおり措置を講ずるものとする。
 - ・ 痘そうによる武力攻撃事態が想定される場合は、厚生労働省健康局は、臨時の予防接種として、痘そうの予防接種を行うよう、都道府県知事に指示する。
 - ・ 予防接種の実施に当たっては、初動対処要員及び未接種者に対して優先的に接種するものとし、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）等を遵守するものとする。

2 人工透析医療

- 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、武力攻撃事態等においても継続して提供する必要があるほか、クラッッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要である。透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

- ・ 情報収集及び連絡

厚生労働省健康局及び医政局は、社団法人日本透析医会によるが、被災都道府県に伝達する被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町村が、広報誌、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保を図ることに関し、被災都道府県・市町村に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

- ・ 水及び医薬品等の確保

厚生労働省健康局及び医政局は、被災都道府県が、社団法人日本透析医会により提供される透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

3 難病患者等への医療

- 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等（例：ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分要素、膠原病のステロイド系薬品）の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

- ・ 情報収集及び連絡

厚生労働省健康局及び医政局は、被災都道府県が、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報誌、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保や、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これらの患者の状況に応じた必要な措置を図ることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

厚生労働省健康局は、特定疾患対策研究班員を通じて把握した被災地及び近隣における特定疾患患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況について、被災都道府県へ提供すること。

また、厚生労働省健康局は、必要に応じて被災者等の肺血栓塞栓症（いわゆ

るエコノミークラス症候群)などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。

・ 医薬品等の確保

厚生労働省医政局、健康局及び医薬食品局は、被災都道府県が、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

4 公費負担医療に係る対応

- 厚生労働省公費負担医療関係部局は、公費負担医療制度対象者の医療を確保する観点から、患者票等を現に所持していない場合等における公費負担医療事務の円滑な実施について、被災都道府県・市町村等に対し、必要な指導等を行う。

5 地域における衛生状況の確保

- 厚生労働省関係部局は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つよう努め、特に高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとし、必要に応じ、地方公共団体に対して、適切な助言を行う。
- 厚生労働省健康局は、保健所が保健医療機関と連携しつつ、避難先地域に対して衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行えるよう助言を行う。
- 厚生労働省健康局は、必要に応じ、又は関係地方公共団体の長からの要請に基づき、保健医療関係者の派遣計画の作成など避難住民等に対する保健活動の調整を行うものとする。

第5節 労働災害防止

○ 二次災害防止のための労働災害防止対策

武力攻撃災害により被災した地域を管轄する労働基準監督署長は、二次災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備等の使用の停止、危険・有害物の漏洩防止等の保安措置、労働者の待避その他の応急措置について、必要な監督指導を行うこと等により、被害の拡大を防止する。

第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

第1節 情報の収集・提供

1 平素からの備え

- 厚生労働省関係部局は、都道府県と連携して、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援情報システムを利用し、情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努めることとされている。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬食品局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。

2 被災情報等の収集・提供

- 厚生労働省関係部局は、武力攻撃災害の発生後直ちに、他からの指示等の有無

にかかわらず、その所掌事務にかかる情報の収集及び必要な措置・対策を開始する。

- 厚生労働省関係部局は、被災都道府県・市町村からの情報に限らず、ヘリコプターによるテレビ情報、マスコミ情報、被災地又はその周辺の関係施設への直接電話照会、全国ネットワークを持つ企業への照会等可能なあらゆる手段により情報を収集し、当該情報を連絡会議事務局（省対策本部設置後は省対策本部事務局）に報告する。
- 連絡会議事務局（省対策本部設置後は省対策本部事務局）は、厚生労働省関係部局から随時報告を受け、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するよう努めるものとする。
- 連絡会議事務局（省対策本部設置後は省対策本部事務局）は、電話、中央防災無線その他の厚生労働省が保有する情報通信手段により、収集し、又は報告を受けた被災情報を対策本部長に速やかに報告するものとする。

第2節 通信の確保

- 厚生労働省関係部局は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- 厚生労働省関係部局は平素から非常通信の取扱い等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を積極的に実施する。

第3節 海外からの支援の受入れ

- 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、大規模な武力攻撃災害が発生し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府等から医療の提供の申出があったときは、必要に応じ、外国においてこれらの資格に相当する資格を有する者に対し、医療を行うことを許可するものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、外国でのみ販売されている医薬品又は医療機器でのみ治療可能な健康被害が発生した場合等において、避難住民等に対する医療の提供のため緊急に輸入するほかないとき、これを輸入する者に対して特例的に製造販売の承認を与える。
- 厚生労働省医薬食品局食品安全部は、海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについて、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手続の簡素化等について関係機関と調整を図るものとする。

第4節 赤十字標章等・特殊標章等の交付等

- 厚生労働省（赤十字標章等については医政局、特殊標章等については厚生労働省関係部局）は、赤十字標章等及び特殊標章等の具体的な交付等に関する要綱を作成し、これにより、日本赤十字社又は厚生労働省の職員で国民保護措置に関する職務を行う者等に対し、赤十字標章等又は特殊標章等を交付し、又は使用させるものとする。また、当該標章等の意義等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

- 厚生労働省医政局は、赤十字標章等の交付等が的確に実施されることを確保するため、必要な措置を講じる。

このため、厚生労働省社会・援護局は、平素においても、日本赤十字社と協力し、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号）の趣旨の周知、適切な実施を確保するものとする。

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

1 医薬品等の価格の安定等

- 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び医薬品等の適切な供給を図る必要があることから、医薬品等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。

2 社会保険関係

(1) 医療保険

○ 被保険者証紛失等に関する措置

厚生労働省関係部局は、都道府県及び関係機関と十分な連携を図り、被保険者証を紛失したこと等により、被災者が被保険者証を提示できない場合における、保険医療機関での受診手続について、関係機関等を通じて周知に努める。

○ 被保険者の一部負担金等に関する措置

厚生労働省保険局は、国民健康保険制度等における一部負担金等に関する徴収猶予や減免等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

○ 保険料納付に関する措置

厚生労働省保険局は、国民健康保険制度等における保険料に関する徴収猶予や減免等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

○ 診療報酬等の審査、支払い体制

厚生労働省関係部局は、市町村、健康保険組合等の保険者、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会並びに都道府県と十分な連携を図り、円滑な審査・支払体制の確保に努める。

(2) 社会保険業務に係る緊急業務処理体制の整備

- 被害状況に応じて、必要と認められる場合には、可及的速やかに以下の対策

を実施する。

- ・ 社会保険業務を円滑に実施するため、具体的な情報を収集するとともに継続的に情報収集を行う。
- ・ 速やかに社会保険業務を復旧させるため、庁舎及び職員の確保を図る等の緊急業務処理体制を整備する。
- ・ 関係機関との十分な連携を図り、支払通知書等を紛失した場合の年金受給方法等円滑な社会保険業務の実施に努める。
- 社会保険事務所等が被災により機能が麻痺した場合においても、被保険者等への迅速な対応が図られるよう、必要な職員の派遣、社会保険事務所等の機能を代行する等の対応に努める。

(3) 社会保険に係る行政サービスの確保

- 被災地又は避難先の被保険者及び年金受給者に対して、できる限りの行政サービスを確保するため、次に掲げる事項について、必要に応じて、弾力的かつ機動的な対応を行う。
 - ・ 医療保険関係
　　社会保険事務所は、健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理・対応する。
 - ・ 年金関係
　　社会保険庁は、日本郵政公社及び金融機関等と調整を行い、被災地又は避難先の年金受給者が確実に年金を受給できるように努める。
- 社会保険事務所は、各種届書の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に努める。
- 社会保険庁は、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施等について、チラシ、ポスターの作成、政府広報の活用、フリーダイヤルを設置することなどにより、被災地・避難地の被保険者及び年金受給者に対し、的確な情報を提供する等サービスの向上を図る。

(4) 社会保険料に係る納期限の延長、免除

- 社会保険庁は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。
　　なお、健康保険等の保険料の免除については、厚生労働省保険局、年金局及び雇用均等・児童家庭局と連携を図り迅速な対応に努める。

(5) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

- 厚生労働省は、その所掌に係る、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討する。
　　また、国民保護法第131条により政令が定められ、当該措置を講ずることが特に必要と認められる場合には、実施のための必要な措置を講ずるものとする。

3 労働保険関係

(1) 労災保険給付等に関する措置

- 厚生労働省労働基準局長は、労災保険給付等の請求に当たり、被災労働者が事業場の滅失等の理由により事業主の証明が受けられない場合には、事業主の

証明がなくても請求書を受理する等弾力的な運用を行うものとする。

また、労災指定医療機関が診療費の請求等に当たり、武力攻撃災害により通常の請求を行うことができない場合は、過去の実績による請求を認める等弾力的な運用を行うものとする。

(2) 労働保険料の納付に関する特例措置

- 武力攻撃災害により労働保険料を所定の期限までに納付等することができない事業主等に対し、必要があると認められるときは、厚生労働大臣は、労働保険料に関する申告・納付期限等を延長するものとし、都道府県労働局の労働保険特別会計歳入徴収官は、追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

① 求職者給付の支給に関する特例

- 被災地域を管轄する公共職業安定所長は、武力攻撃災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた者に基本手当等を支給するものとする。

② 証明書による失業の認定

- 被災地域を管轄する公共職業安定所長は、武力攻撃災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

4 その他

① 未払賃金立替払制度事業に関する措置

- 武力攻撃災害により事業場が閉鎖され、労働者に対する未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度の迅速な運用を図るものとする。

② 労働金庫による生活資金の貸付けの円滑化

- 武力攻撃災害により被災した会員又は会員を構成するものに対する労働金庫による生活資金の貸付けが円滑に行われるよう、厚生労働省労働基準局長は、必要があると認めるときは、労働金庫連合会に対し、当該労働金庫への資金の融通について協力を要請するものとする。

③ 中小企業退職金共済掛金の納付に関する特例措置

- 厚生労働省労働基準局長は、中小企業退職金共済契約者が武力攻撃災害により掛金の納付が困難となった場合であって必要があると認めるときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対し、掛金の納付期限を延長するよう要請するものとする。

④ 労働者に対する貸付金に関する特例措置

- 厚生労働省労働基準局長は、独立行政法人雇用・能力開発機構等から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が武力攻撃災害により当該貸付金の返還が困難となった場合であって必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、その返還の猶予、貸付金利の引下げ等の措置を講ずるよう要請するものとする。

⑤ 離職者の早期再就職等の促進

○ 被災地域を管轄する公共職業安定所長は、武力攻撃災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- ・ 雇用維持等の要請
- ・ 被災者のための臨時職業相談の実施
- ・ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談等の実施

⑥ 移転就職者用宿舎（雇用促進住宅）の一時貸与

○ 公共職業安定所長は、職業の安定を図るために必要があると認めるときは、独立行政法人雇用・能力開発機構に対し、武力攻撃災害により住居を失った被災者に、移転就職者等の利用に支障のない限り、移転就職者用宿舎（雇用促進住宅）を一時的に貸与するよう要請するものとする。

⑦ 生活福祉資金

○ 厚生労働省社会・援護局は、武力攻撃事態等による被害を受けたことにより避難している低所得世帯等に対して、その生活の安定に資するため、都道府県社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金の事務が必要に応じて実施されるよう、都道府県に対し指導・助言を行う。

⑧ 国民生活金融公庫の生活衛生資金貸付に関する事項

○ 国民生活金融公庫の生活衛生資金貸付においては、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災生活衛生関係営業者の経営の維持安定を支援するため、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うように努めるものとする。

第2節 生活基盤等の確保

1 ライフライン施設の機能の確保

○ 厚生労働省健康局は、水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

2 水の安定的な供給

○ 厚生労働大臣は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときであって、必要があると認められる場合には、都道府県知事に対して、水道法（昭和32年法律第177号）第40条第1項の事務を行うことを指示するものとする。

○ 都道府県知事が水道法第40条第1項の事務を行うことができないと厚生労働大臣が認める場合には、厚生労働大臣は、同条第1項及び第3項の規定に基づき、水道事業者等に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者等に供給すべきことを命ずる。また、関係する水道事業者が複数の都道府県にまたがる場合においても、厚生労働大臣が必要な措置を行う。

○ 厚生労働省健康局は、武力攻撃災害が発生した場合には、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用に